

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関東補給処用賀支処
会計課長 金子 知 巳

次のとおり、一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札に付する事項

(1) 件名

件名	規格	数量	単位	備考
陸上自衛隊用賀駐屯地で使用する電気	仕様書のとおり	1	ST	予定契約電力 235 kw 予定使用電力量 603, 728 kwh

- (2) 履行場所 陸上自衛隊用賀駐屯地 東京都世田谷区上用賀1-20-1
(3) 納期 令和5年4月1日00時00分から令和6年3月31日24時00分

2 入札参加資格

- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由のある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」の等級がC以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時まで証明できる者であること。
- 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。
- 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすることができる者であること。
- 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書及び仕様書において示す適合条件を満たすこと。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課
- (2) 陸上自衛隊関東補給処用賀支処総務部会計課ホームページ
<http://www.mod.go.jp/gsdf/eae/eadep/tyokai/yooga>

4 入札説明会

入札説明書により実施。ただし、現場確認が必要な場合は個別に対応する。この際、事前に日時等調整すること。

5 競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時
令和5年1月31日(火) 11時30分
- (2) 場 所
陸上自衛隊用賀駐屯地 駐屯地教場(1号隊舎4階)
- (3) 再度入札
直ちに実施する。ただし、郵便による参加があった場合は次により実施する。
ア 日 時
令和5年2月2日(木) 11時30分
イ 場 所
初度入札に同じ。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除とする。ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札金額に消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金
免除とする。ただし、落札者が契約の履行をしなかった場合、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 履行遅延賠償
遅延1日につき契約金額の1000分の1以上の金額を賠償金として徴収する。

7 落札者の決定方法

- (1) 総額決定
- (2) 入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価「季節・時間帯等区分による複合単価可能」)を記載(少数第二位まで)し、仕様書に提示する予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額(円未満切り捨て)を記載すること。
- (3) 入札価格の算定にあたり、力率割引又は割増し、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しない。
- (4) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- (5) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 落札者となるべき者が二名以上あるときは、抽選により決定する。この際、代表者又は代理人が抽選に参加できない場合は、入札執行事務に係りのない当方職員が代行するものとする。

- (7) 郵便による入札は、入札日前日を必着とする。この際、封書に入札件名、会社名及び「入札書
在中」と記載し、事前に郵便入札の旨を連絡するものとする。
- (8) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調
査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調
査」という。）を行うので、協力しなければならない。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札に関する条件に違反した者の入札
- (3) 入札金額、入札者の記名押印が不鮮明な入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に違反した者の入札

9 契約書の作成

契約書は作成する。

10 その他

- (1) 入札参加希望者は、令和5年1月27日までに参加意思表示（電話可）を行い、資格審査結果
通知書（全省庁統一資格）（写）を提出すること。
- (2) 第2項9号及び10号に記す証明等（適合証明書、小売電気事業者の登録を証明する書類及び
再生可能エネルギー電源の割当計画書（様式随意））は、令和5年1月27日までに提出すること。
- (3) 代金支払いに伴う振込手数料がある場合は、請負側の負担とする。
- (4) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 郵便による入札は、入札日前日を必着とする。この際、封書に入札件名、会社名及び「入札書
在中」と記載し、事前に郵便入札の旨を連絡するものとする。
- (6) 本契約は、令和5年度予算が成立することを条件とする。
- (7) 問い合わせ先

ア 入札及び契約に関する事項

〒158-0098

関東補給処用賀支処総務部会計課契約班 担当 近藤

TEL 03-3429-5241（内線378）

イ 仕様書に関する事項

〒158-0098

関東補給処用賀支処総務部管理課営繕班 担当 加賀谷

TEL 03-3429-5241（内線323）

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
陸上自衛隊用賀駐屯地で 使用する電気	仕様書番号	E5-1-2
	作成年月日	令和2年1月15日
	変更年月日	令和5年1月16日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処 総務部管理課

1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊用賀駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 陸上自衛隊用賀駐屯地
東京都世田谷区上用賀1丁目20番1号
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- | | |
|--------------|----------|
| ア 供給電気方式 | 交流 3相3線式 |
| イ 供給電圧（標準電圧） | 6, 600V |
| ウ 計量電圧（標準電圧） | 6, 600V |
| エ 標準周波数 | 50Hz |
| オ 受電方式 | 1回線受電方式 |
| カ 蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 235kW
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- イ 予定使用電力量 603,728kWh
(月別予定使用電力量及び月別最大電力実績は別紙第1のとおり。)

(3) 供給電気の種類（再生可能エネルギー比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%以上とすること。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

別紙第3 Going 100% - RE100

(<http://there100.org/going-100>)

(4) 再生可能エネルギー比率の確認ができる書類の提出

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、別紙第4の様式により書面で半期ごと提出すること。

- (5) 環境配慮契約法に基づく裾切り条件
二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し、別紙第5に掲げる条件を満たすこと。
- (6) 使用期間
自 令和5年4月 1日 0時00分
至 令和6年3月31日 24時00分
- (7) 電力量等の計量
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| ア | 自動検針装置 | 有 |
| イ | 電力会社の検針方法 | 訪問検針又は遠隔 |
| ウ | 計量器構成 | 電力需給用複合計器（普通級） |
| エ | 計量日 | 原則として、毎月1日とする。 |
- (8) 需給地点
需要場所における防衛省の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の施設した架空引込線との接続点とする。
- (9) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。
- (10) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。
- (11) その他
- ア 受注者（以下「乙」という。）は検針終了後、前月の電気使用量等を別紙第6及び別紙第7又はこれに準じた様式で陸上自衛隊関東補給処用賀支処会計課長（以下「甲」という。）に送付することとする。
- イ 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲に書面（様式随意）で提出することとする。
- ウ 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- エ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- オ 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
150kVA 1台
30kVA 1台

カ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引または割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

キ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

月別予定使用電力量

月	予定使用電力量 (kWh)
令和5年4月	42,622
令和5年5月	42,237
令和5年6月	49,459
令和5年7月	61,465
令和5年8月	67,941
令和5年9月	55,774
令和5年10月	46,749
令和5年11月	45,363
令和5年12月	48,047
令和6年1月	48,048
令和6年2月	46,307
令和6年3月	49,716
計	603,728

(参考) 月別実績

月	最大電力 (kW)
令和4年4月	116
令和4年5月	127
令和4年6月	227
令和4年7月	233
令和4年8月	235
令和4年9月	196
令和4年10月	149
令和4年11月	122
令和3年12月	167
令和4年1月	166
令和4年2月	153
令和4年3月	145

(注) この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

「RE100 technical criteria」の概要

「RE100 technical criteria^(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む。)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電(Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力(Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者(電気事業者)との契約(グリーン電力メニュー)
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注:「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料:RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<http://media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf>

Going 100% — RE100

RE 100

JOIN NOW

How To Guide

Companies joining RE100 make a global, public commitment to 100% renewable electricity.

To achieve this goal, they must match 100% of the electricity used across their global operations with electricity produced from renewable sources. These can include biomass (including biogas), geothermal, solar, water, and/or wind – either sourced from the market or self-produced.

What are the requirements to become a RE100 member?

1. Meet the joining criteria

To join the RE100 initiative, companies must meet certain requirements (i.e. size, sector) outlined in the [RE100 joining criteria](#) ([/downloads/RE100 Joining Criteria.pdf](#)). The commitment includes all electricity that a company consumes (including self-generated electricity).

2. Set an ambitious RE100 target

RE100 companies must select a target date for achieving 100% renewable electricity. The minimum requirements are:

- 100% by 2050, with interim steps of at least:
- 60% by 2030;
- 90% by 2040

If a joining member company is already at 100% renewable electricity, they are invited to share the date they reached this achievement. In this case, and if the company has a year-on-year rolling target, its target year will be the reporting year.

The average target date for RE100 companies is 2028, with those based in more mature markets such as Europe and the US tending towards shorter timeframes. Based on the rate at which the global power system needs to be decarbonised to meet the ambitions in the Paris Agreement, no company should set a date later than 2050. **Setting a 100% renewable electricity target by 2030 at the latest shows a strong level of leadership.**

The target applies to all operations globally, but companies have the possibility to exclude from the scope of their target some small operations which have negligible impact on local demand, up to 100 MWh per market for a limited number of markets. The full details are available in our [Materiality Threshold](#) ([/media.virbcdn.com/files/5e/b10121213ef45d02-RE100MaterialityThresholdDec2019.pdf](#)) document.

3. Source renewable electricity in line with the RE100 criteria

RE100 member companies must progress towards their 100% commitment in line with the RE100 criteria, contained in the following three documents:

A. Technical Criteria ([/media.virbcdn.com/files/73/4c55f6034585b02f-RE100TechnicalCriteria.pdf](#)) (a version in **Mandarin Chinese** ([/media.virbcdn.com/files/2f/b50645f29da10098-RE100TechnicalCriteria_Chinese.pdf](#)) is also available), which gives details on:

- The technologies that we consider to be renewable;
- The sourcing options we recognise (both self-generation and purchase options);
- How to make credible unique use claims depending on the sourcing option chosen

B. Guidance on making credible renewable electricity usage claims ([/media.virbcdn.com/files/62/53dc80177b9cc962-RE100CREDIBLECLAIMS.pdf](#)), providing details on:

- How renewable electricity claims are distinct from offsetting claims;
- The attributes needed to claim renewable electricity usage;
- The definition of a credible attribute tracking system – we have identified that RECS (US and Canada), GOs or REGO (Europe), T-REC (Taiwan), Green Power Certificate/J-Credit (renewables) (Japan), I-REC (International) and TIGR (International) meet those criteria

C. **Market boundary criteria** ([/media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf](https://media.virbcdn.com/files/7e/191491523d3effa5-27052019_NoteonMarketBoundaryCriteria.pdf)), defining what can be considered as a single electricity market; to comply with RE100, the electricity consumed by the members must be produced within the same market boundary as it is consumed. So far, the market boundaries are country boundaries, except from the European and the North American markets.

4. Report progress annually

Company progress towards 100% renewable electricity must be reported annually via the RE100 Reporting Spreadsheet or CDP's Climate Change questionnaire. (<https://guidance.cdp.net/en/tags?cid=2&ctype=theme&gettags=0&idtype=ThemeID&incchild=1µsite=1&otype=Guidance&page=1&tgprompt=TG-124%2CTG-127%2CTG-125>) Consumption and production of renewable electricity need to meet credibility and transparency requirements.

The data collected is published in the **RE100 annual reports** (<http://there100.org/reports-briefings>) and provides the insights on corporate renewable electricity sourcing and aggregated demand, that drive and direct our policy work globally.

5. Communicate transparently on the barriers faced

Procuring renewable electricity in some markets is challenging and we recognise that corporate ambition to reach 100% may outpace availability in some areas.

If a company does not reach their 100% target because they cannot make credible claims of renewable electricity use in a market, this does not represent a failure of the company. Rather, it is an opportunity to use their influence in combination with other RE100 members and supporting organisations to advocate for market change.

If none of the sourcing options considered as credible in the RE100 criteria is available – including onsite self-generation – we recommend that:

- Companies communicate transparently and publicly on the barriers they face in those markets and countries, as their voices are powerful;
- Companies operating in the country try to aggregate their demand and to develop a solution. We are happy to discuss opportunities to connect members in regions where sourcing renewable electricity is particularly challenging;
- Companies engage with key stakeholders such as governments and energy companies to develop new options that suit their needs.

Renewable energy is a fast-evolving sector and we expect that all regions will have renewable energy sourcing options available in the near future.

What is considered as leadership for corporate sourcing of renewable electricity?

There are multiple ways in which a company can demonstrate leadership on renewable electricity. **The leadership paper** ([/media.virbcdn.com/files/ef/f8e97377fa5493be-RE100LeadershipPaper.pdf](https://media.virbcdn.com/files/ef/f8e97377fa5493be-RE100LeadershipPaper.pdf)) provides a framework for companies seeking to demonstrate leadership in the transition to 100% renewable electricity, and gives examples of best practice already being implemented by leading RE100 members.

Contact

For queries related to the joining criteria or to get in touch about joining RE100, please contact info@RE100.org (<mailto:info@RE100.org>).

For more information about the technical criteria, or any technical questions, please contact re100@CDP.net (<mailto:re100@CDP.net>).

[JOIN NOW \(MAILTO:INFO@RE100.ORG%20\)](mailto:info@RE100.org)

[Contact](#) [Press](#) [Terms & Conditions](#)

<http://there100.org/going-100>

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.400未満	70
	0.400以上 0.425未満	65
	0.425以上 0.450未満	60
	0.450以上 0.475未満	55
	0.475以上 0.500未満	50
	0.500以上 0.525未満	45
	0.525以上 0.550未満	40
	0.550以上 0.575未満	35
	0.575以上 0.600未満	30
	0.600以上 0.625未満	25
	0.625以上 0.810未満	20
	0.810以上	0
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

- ※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和元年度 1 kWh 当た りの二酸化炭 素排出係数	<p>「令和元年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
② 令和元年度 の未利用エネ ルギー活用状 況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値(算定方式)</p> $\text{令和元年度の未利用エネルギー活用状況(\%)} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和元年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。</p> <p>(算定方式)</p> <p>令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))</p> <p>② 令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、平成31年度(令和元年度)の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和元年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和元年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
------------------------------------	--

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊関東補給処用賀支処

会計課長 ○〇 ○〇 殿

住 所 ○〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 ○〇〇〇株式会社

代表者氏名 ○〇 ○〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ	
④その他 ()	

2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位 : kg-CO2/kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

電気使用量について (年 月分)

契約電力量	Kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	×600	×600	×600	×600
修正率				
使用量	kwh	kwh	kwh	kvar

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

電気料金計算書 (年 月分)

○使用実績

使用期間	月 日～ 月 日	
契約電力量		kw
使用電力量		kwh
最大電力		kw
力率		%

○電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kw	×(185%-力率)	円
電力量料金	円	×	kwh		円
燃料費調整額	円		kwh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------